

美郷町の観光情報を **発信!** **収集!** **共有!** しよう!

美郷町観光情報データベース

美郷町の名所や飲食店、宿泊施設など観光情報の一括した発信と共有を目的としたプラットフォームで、閲覧者が口コミを投稿できる等、今までにない機能を持っています。

データベースは町内3施設(名水市場湧太郎・道の駅美郷・美郷町観光情報センター)に設置されているデジタルサイネージのほか、Webサイトでも閲覧できます。



口コミの投稿

美郷町観光情報データベース



口コミの確認
返信も可能



収集! **共有!**

収集!

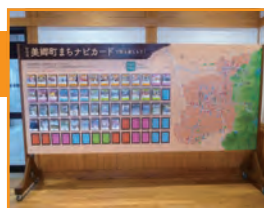
美郷町観光ガイドアプリ

美郷町を観光等で訪れた方向けの情報を発信するスマートフォン・タブレット用のガイドアプリです。アプリ内で観光スポットやお店の情報を検索すると、目的の場所まで美郷のミズモが案内してくれる機能を持っています。



美郷町まちナビカード

観光客の方が実際に手に取ることができる、情報満載のカードです。道の駅美郷に隣接する「美郷町観光情報センター」内に掲示板が設置されています。ご自由にお取りください。



登録事業者大募集!!

発信!

■美郷町観光情報データベース

登録料◆無料

登録条件◆・商店、飲食店、宿泊施設、その他観光に関連した事業者や団体であること
・メールでのやりとりができること

■美郷町観光ガイドアプリ

登録料◆年間2,000円

■美郷町まちナビカード

登録条件◆美郷町観光ガイドアプリに登録していること(年間200枚まで)

申・問●町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909 ✉kanko@town.misato.akita.jp

12月2日(月)は固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限(口座振替日)

項 目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
固定資産税	4期	12月2日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	5期	12月2日(月)	4期	10月31日(休)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	5期	12月2日(月)	4期	10月31日(休)
町県民税(普通徴収)			3期	10月31日(休)

納め忘れがないかご確認ください

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 羽後信用金庫
- JA秋田おぼこ
- JA秋田ふるさと
- ゆうちょ銀行

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利用して地方税お支払サイトからも納付できます。詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

町税等の納付方法の詳細については「美郷町ホームページ」または「令和6年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

家屋(居宅、車庫、小屋、店舗等)の異動届出を忘れていませんか

解体や所有者変更などの異動があった場合の手続きについてお知らせします。

■登記している家屋を解体した場合

登記している家屋を解体したときは、法務局へ滅失の登記申請が必要です。滅失登記が完了した年の翌年度から課税対象外となります。登記については、秋田県地方税務局大曲支局(☎0187(63)2100)にお問い合わせください。

■登記していない家屋を解体した場合

町税務課に「家屋異動届出書」の提出が必要です。令和6年中に解体した場合は、年内に届け出をお願いします。

■登記していない家屋の所有者を変更した場合

町税務課に「家屋異動届出書」の提出が必要です。令和

6年中に所有者を変更した場合は、年内に届け出をお願いします。居宅は登記されていますが、車庫が未登記などの場合も含まれます。

添付書類◆

相続の場合:遺産分割協議書、相続関係図などのコピー
売買の場合:売買契約書のコピー

■10㎡未満の新築、増築などを行った場合

町税務課に「家屋異動届出書」の提出が必要です。

※10㎡以上は建築確認申請が必要です。

■固定資産税の課税基準日は毎年1月1日です

土地・家屋などに対する固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況で課税されます。お早めにお手続きをお願いします。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902

旧仙南西小学校の活用を希望する企業や個人を募集します

対象施設◆旧仙南西小学校

所 在:美郷町金沢西根字北今泉80-1
敷地面積:10,428㎡ 約50台駐車可能

- 建物内訳
- ①旧校舎 3,032㎡
(昭和46年建築、一部平成3年度建築・鉄筋コンクリート2階建)
 - ②旧体育館 1,005㎡(平成3年建築・鉄骨造平屋建)

応募資格◆どなたでも応募できます(法人、任意団体、個人を問いません)

※ただし、次に該当する場合などは応募できません。

- ・国税および地方税を滞納している方
- ・破産手続開始の決定を受けた法人または清算法人など

募集期限◆12月27日(金)

利用条件等◆・施設の有効活用および地域活性化などに資する利用計画があること

- ・施設全体の一括利用を前提とします
- ・貸付料は、建物無償、土地は年額50円/㎡とします
- ・施設の維持管理費は利用者負担とします

貸付決定◆応募者から、詳細な利用計画等のプレゼンテーションをしていただいた上で決定します。

その他◆貸付にかかる詳細な募集要項については、町ホームページをご覧ください。施設の見学等を希望される場合は、下記までご連絡をお願いします。

問 町総務課 総務班・管財班 ☎0187(84)1111